

○ 普通財産の簡易処理について

			昭和36年5月11日 蔵管第1195号
改正	昭和37年	3月31日	蔵管第1066号
	同37年	6月6日	同第1396号
	同38年	5月23日	同第1221号
	同39年	3月18日	同第661号
	同39年	4月30日	同第1106号
	同39年	10月27日	蔵国有第931号
	同40年	3月23日	同第508号
	同40年	4月27日	同第865号
	同41年	4月4日	同第1073号
	同41年	5月17日	同第1458号
	同42年	4月18日	同第765号
	同43年	3月30日	同第512号
	同44年	4月1日	蔵理第1436号
	同45年	3月31日	同第1413号
	同46年	3月24日	同第732号
	同47年	3月31日	同第1696号
	同48年	3月31日	同第2039号
	同48年	10月23日	同第4678号
	同49年	3月29日	同第1357号
	同50年	3月31日	同第1500号
	同51年	3月30日	同第1363号
	同59年	8月10日	同第2808号
	平成12年	12月26日	同第4631号
	同13年	3月30日	財理第1318号
	同18年	11月22日	同第4375号

大蔵省管財局長から各財務局長宛

普通財産の管理及び処分に当たって事務処理の迅速化、合理化を図るため、下記により処理できることとしたから、了知されたい。

1 数量等の取扱い

(1) 実測の省略

イ 普通財産を処理する場合においては、原則として実測数量をもって処理すべきであるが、次の各号の1に該当するときには、その実情に応じ国有財産台帳数量をもって処理して差し支えない。ただし、国有財産台帳数量によることが、不適當であ

ると認められる場合においては、土地台帳、家屋台帳若しくは不動産登記簿（以下「公簿」という。）の数量又は土地台帳付属図面、家屋台帳付属図面若しくは不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する図面（以下「公図」という。）の求積数量をもって処理することができるものとする。

（イ） 普通財産を無償所管換するとき

（ロ） 普通財産を無償貸付け又は無償使用承認する場合において、早急に測量することが困難であるとき。

（ハ） 普通財産が同一所有者の土地内に含まれており、かつ、地形の変更等により原状を確認できない場合において、当該土地の所有者にこれらの財産を貸し付け又は売り払うとき。

（ニ） 1 筆の土地又は 1 棟の建物の全部を 1 人の相手方が使用している場合において、損害賠償額、不当利得額及び既往使用料の調査決定並びに貸付けをするとき。

ロ （1）のイの（ハ）により国有財産台帳等の数量をもって、貸付契約を締結する場合においては、契約書に次の特約条項を加えるものとする。

契約締結後において国が実測した結果、実測数量による貸付料が契約数量による貸付料を著しく超えたときは、契約の日にさかのぼって、実測数量による貸付料により契約を変更し、貸付料を改定するものとする。

ハ 国有財産台帳等の数量をもって無償貸付け又は無償使用承認をしたもの及びロに該当するものについては、可及的速やかに実測を行うものとする。

ニ 普通財産が次の各号に掲げる事業の施行区域内に所在する場合において、当該事業の施行の結果作成された図面があるときは、特に不適當であると認められるものを除き、この図面の活用を図り、図面上の求積数量をもって処理できるものとする。

（イ） 都市計画法（大正 8 年法律第 36 号）第 1 条の都市計画

（ロ） 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条の土地区画整理事業

（ハ） 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項の土地改良事業

（ニ） 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項第 3 号の地籍調査

（ホ） 旧耕地整理法（明治 42 年法律第 30 号）第 1 条の耕地整理

（ヘ） 旧特別都市計画法（昭和 21 年法律第 19 号）第 1 条第 2 項の特別都市計画

（2）簡易の測量

次の各号の一に該当するときは、測量等の経験を有する職員で財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。）が適當と認めた者が巻尺、定規、コンパス等を用いた簡易の方法により測量（建物の場合においては、構造図等は含まない。）した数量をもって処理することができるものとする。ただし、高度の技術を要するときは、この限りでない。

イ 普通財産を多人数が使用している場合において、その相手方ごとに損害賠償額、不当利得額及び既往使用料の調査決定をするとき。

ロ 土地又は建物を貸し付ける場合において、土地にあつては、予定貸付料の年額が

5万円を超えない土地を、建物にあつては、延べ1,500平方メートルを超えない建物を貸し付けるとき。

(3) 適用除外

(1) 及び(2)の措置は、境界等について慎重に処理を行う必要があると認められるものについては適用しないものとする。

(4) 添付図面

普通財産の売払い等の調書には、国有財産台帳数量による場合にあつては、付属図面を、公簿上の数量又は公図上の求積数量による場合にあつては、公図及びその求積図を、都市計画等の図面を活用する場合にあつては、当該図面の写(位置図及び求積図)を添付することにより、実測図等関係図面に代えることができる。

2 見積評価の特例

(1) 普通財産を無償所管換、無償使用承認、無償貸付け、管理委託又は譲与(国有財産法(昭和23年法律第73号)第28条第1号又は第2号による譲与を除く。)をする場合においては、別に定める場合を除き、当該財産の国有財産台帳価格をもって見積評価額とすることができる。

(2) (1)による見積評価額が、当該財産の実情に著しく即しない場合においては、平成13年3月30日付財理第1317号「国有財産評価基準について」通達により求めた算定評価価格によるものとする。